

～ 国際研修 ～

ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察 ～ 第18回ヴェトナム国法整備支援研修（人民検察院対象）から ～

国際協力部教官 山下輝年

本稿の構成

- 1 はじめに
- 2 ヴィエトナム刑法の特色
- 3 ヴィエトナム刑法の特色が与える影響
- 4 ヴィエトナムにおける「経済犯罪」に関する考察
- 5 憲法改正によるヴィエトナム司法改革の動向について

1 はじめに

法務総合研究所国際協力部では、ヴェトナムに対する法整備支援の一環として、本邦研修を運営しているが、その対象機関にはヴェトナム人民検察院も含まれている。

法整備支援は民商事法に限られるものではないとはいえ、我々の活動はこれを中心としているため、なぜ人民検察院の検察官が対象となっているかにつき、これまでの経緯に触れながら、簡単に説明しておきたい。

- (1) 法整備支援研修は、1994年のヴェトナム司法省に対する本邦研修に始まった。
- (2) 当時、ヴェトナムは市場経済移行直後であり、民商事法整備に関心があつた。
- (3) ヴィエトナム司法省は、民法等の法案作成権限を有するほか、全法案の審査権限（日本の内閣法制局の機能）を有していることから、支援対象機関となった¹。
- (4) 1994～1999年における活動により、次の事項が判明した。

ア 司法省は、下級裁判所の司法行政権²（人事・予算など）を有する。

イ 最高人民裁判所のみは別個独立の機関であり、基本的に司法省と交流はない。

ウ 最高人民検察院を頂点とする人民検察院は全体として別個独立の機関であり、基本的に最高裁判所及び司法省と交流はない。

エ 人民検察院は、刑事事件以外の民商事に関する事件等においても、法廷における立会・意見表明権限や不服申立権限を有する。

オ 刑事法の自由保障機能（犯罪行為以外では自由を拘束されない）という観点から、検察院の適正な権限行使が市場経済の発展のためにも必要である。

1 本邦研修は、当時は年1回程度であつたが、現在はヴェトナムだけで3機関に対して年4回実施している。

2 ヴィエトナムでは「管理」という表現を用いる。

カ 司法省による法整備のみではなく、法の適正な執行・運用の確保が重要な課題となっている。

(5) 以上を踏まえ、1999年11月³から最高人民裁判所・人民検察院が対象機関として加わった。

(6) 2000年4月以降は、上記(4)オ・カの観点から人民検察院を対象として本邦研修を実施するようになった。

要するに、市場経済の健全な発展のためには、法の執行・運用にあたる裁判官・検察官の育成が重要であり、この趣旨の下に本邦研修を実施してきたものである。これまでの人民検察院対象の本邦研修においては

- ・ 検察権行使の現状、課題及びその対策

(第12回 2000年10月16日～11月10日)

- ・ 民事・刑事事件における検察官の役割と人材育成

(第14回 2001年5月14日～6月8日)

をテーマとしてきた。

そして、今回は、2002年5月13日から6月7日までの間、「市場経済を発展させるための経済の刑事的規制」をテーマとして、ベトナム国法整備支援研修を実施した。研修員は全員（9名）ベトナム人民検察院の検察官であり⁴、カントリーレポートとして

- ベトナムにおける経済犯罪の概要について

- 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正

の2点について報告がなされた。

本稿は、この研修の結果等に基づき、ベトナムの刑事法制度とその運用及びこの分野における彼我の発想の相違に着目して、ベトナムにおける刑事法の特色と司法改革の動向についての私見を述べようとするものである。ベトナム司法関係者と接する者の参考となることを心がけ、論述もこれに沿うものとした。

なお、今回の研修に関し、本稿に併せて

- ① ベトナムの経済犯罪に関する英文レポート

- ② ①に関する発表時における記録と質疑応答（日本語）

- ③ 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正についての英文レポート

- ④ ③に関する合評時における記録と質疑応答（日本語）

- ⑤ 参考資料：ベトナム刑法抜粋（総則規定と①の関連部分）

を掲載しているので、適宜これらを参照願いたい。

3 ベトナムに対する法整備支援は、国際協力事業団（JICA）の枠組みで実施されており、1999年11月までを第1期（第1フェーズ）、それ以降を第2期（第2フェーズ）と呼んでいる。第2フェーズは2002年11月末までであったが、2003年3月末まで延長される予定である。

4 主題に照らして、人民検察院以外の経済関係省庁における立案担当者の貢献を期待して、これらも数名参加させる予定であったが、結局、全員が検察官となった。

2 ヴィエトナム刑法の特色

ヴィエトナム刑法は、1985年6月27日に制定され、その後①1989年12月28日、②1991年8月12日、③1992年12月22日、④1997年5月10日の4回にわたり改正されてきた。

その全面改正により成立したのが現行刑法であり、1999年12月21日に国会（第10回第6会議）において議決され、2000年7月1日から施行されている。現行刑法は、全24章344条と経過規定（4項目）からなっており、条文数だけを比較すると日本国刑法よりも80条多いことになる。しかし、日本には多数の刑事特別法があるほか、商法、独占禁止法、証券取引法などを始め、多数の法律に「罰則」として犯罪構成要件が規定されているため、条文数だけで言えば、日本の方が比較にならないほど多くなる。

ヴィエトナムには、刑事特別法や他分野の法律における罰則規定は存在しない。（ただし、刑事罰以外の行政罰などは存在する）。ここにヴィエトナム刑法における第一の大きな特色がある。以下、日本の制度との比較において、ヴィエトナム刑法の特徴を述べる。

(1) 罪刑法定主義というよりも、「罪刑の刑法典主義」である。

もちろん、「罪刑の刑法典主義」というのは私の造語である。我が国の刑法と比較したときの最大の、そして基本的な相違点であるため、印象づけるためにこの造語を使用する。犯罪と刑罰は刑法典（The Penal Code）で定めなければならないという原則であり、したがって、他のいかなる法律も犯罪構成要件と刑罰を規定することは許されない。この原則は、旧ソ連・ロシア刑法の流れを汲む社会主義刑法に共通する原則と言われており⁵、中国もラオスも同様である。

具体的にヴィエトナム刑法の規定を見ると

刑法第2条（刑事責任の根拠）

「本刑法に定める罪を犯した者だけが、その刑事責任を負う。」

となっており、ここに罪刑の刑法典主義が宣言されていると行うことができよう。

(2) 犯罪を刑罰（法定刑）との関連で分類している。

「刑罰との関連で分類する」と言っても、その根底には犯罪の社会に与える危険の性質及び程度が考慮されているのであるが（ヴィエトナム刑法第8条第2項）、これが刑の重さと連動しているため、あえてこの点を強調することとした。

我が国の刑法では、犯罪を刑罰との関係で分類するという発想は基本的にないが（禁固刑か懲役刑かを除く）、ヴィエトナムでは、刑罰との関連で犯罪を4分類し、この分類を用いて刑を定めているのである。ヴィエトナム刑法第8条第3項では

- | | |
|------------|---------|
| ① 非重大犯罪 | 懲役3年以下 |
| ② 重大犯罪 | 懲役7年以下 |
| ③ 極めて重大な犯罪 | 懲役15年以下 |

5 したがって、これは社会主義刑法を学んだ者にとっては常識の部類に入るであろう。

④ 特に極めて重大な犯罪 懲役15年超⁶，無期懲役，死刑
という分類になっている。

この基本的分類は，例えば，ヴェトナムのディストリクト裁判所⁷の管轄は懲役7年以下の犯罪とされていること，勾留期間や勾留延長期間とその回数，起訴のための判断期間や延長期間とその回数の基準になっていることなど，各種規定と連動しているため，前提知識として理解しておく必要がある。

(3) 犯罪の成立及び法定刑は罪名と連動せず，細分化された（加重）事由により連動し変化する。

我が国の刑法では，例えば，傷害罪（10年以下の有期懲役又は30万円以下の罰金），強姦罪（2年以上の有期懲役）などが成立すれば，その罪について定められた法定刑の範囲内で処断されることとなる（致死傷などの加重類型はある）。しかし，ヴェトナム刑法では，傷害罪であれば，傷害の程度が刑の決定はもとより犯罪の成否にも影響する。例えば，傷害の程度を割合（パーセント）で区別し⁸，これと犯罪の成否及び法定刑が次のように連動する（ヴェトナム刑法第104条）。

- ① 11パーセント未満 原則として犯罪不成立
- ② 11～30パーセント 3年以下の非拘禁による矯正又は6か月以上3年以下の有期懲役⁹
- ③ 31～60パーセント 2年以上7年以下の有期懲役
- ④ 61パーセント以上（1名の致死） 5年以上15年以下の有期懲役
- ⑤ 2名以上の致死 10年以上20年以下の有期懲役又は無期懲役

（なお，凶器使用，治癒不能の傷害，被害者複数，被害者が身体的弱者，被害者が尊属，組織的犯行，被害者が公務中などの各種事由に該当するとき，①が②，②が③，③が④に当たるものとして加重処罰される。）

強姦罪でも同様であり，ヴェトナムの基本型は「2年以上7年以下の有期懲役」であるが，組織的犯行，輪姦，行為者と被害者との関係（被監護者，親族など），被害者の数，行為による妊娠の有無，青少年の被害者，傷害の程度などを理由とする加重法定刑が更に2段階定められている（ヴェトナム刑法第111条）。

6 有期懲役の上限は20年であり（ヴェトナム刑法第33条前段），30年まで加重できる（同法第50条1a）。

7 ヴィエトナムは，最高人民裁判所，プロヴィンス級裁判所及びディストリクト裁判所の3級に分かれている。ディストリクト裁判所の規模や管轄の制限だけをとってみると，日本の簡易裁判所に近いが，人民参審員を加えた合議体で裁判しなければならない。

8 このパーセント表示については，日本人にはイメージがつかめない（火傷の場合には日本でも使用するが，概念が違うであろう）。ヴェトナムにとっては当然なのかもしれないが，例を聞いても，医者や鑑定で決まるという説明のほか，具体的にどのような傷害がどの段階に当たるかの説明には接していない。

9 ヴィエトナムには懲役刑と禁固刑の区別はないが，すべて労役が伴うので懲役刑と表現する。

窃盗罪についても、被害金額が50万ドン未満の場合は犯罪とならず、刑事罰は科せられないため、刑事手続を開始することはできない（行政罰で対応することとなる）。金額の多寡によっても法定刑が異なる。このような制度であるため、被害金額の特定が重要となり、金銭以外の物品の場合には価額鑑定などによる評価額の確定が必要となってくる。

(4) 刑法の規定としては曖昧な表現がある。

多数の例があるが、ここでは一例だけ挙げる。例えば、ベトナムでは、相手に誘発された傷害罪は、通常の傷害罪とは異なる条文で規定されているが、その加重事由には、「61パーセント以上の傷害を与え、又は死に至らしめたとき」というほかに「その他極めて重大な事情があるとき」という規定がある（ベトナム刑法第105条第2項）。

もちろん、これらについて解釈上明確な定義がなされていれば問題は少ないが、致死の部分を除けば、日本では単なる情状事実となるべきものが、ベトナムでは法定刑そのものに影響する事実であるという違いがある。

(5) その他の相違

ア 主刑と付加刑について

日本にない主刑として、警告、非拘禁による矯正¹⁰、追放¹¹がある。

日本にない付加刑としては、一定地域での居住禁止、保護観察¹²、付加刑としての罰金と追放がある。その他、一定の職務に就くことの禁止や公民権制限なども付加刑として定められている（ベトナム刑法第28条）。

イ 刑の併合について

複数の罪を犯したときは、基本的に犯罪ごとに刑罰を決定し、これを合算して「共通刑」として決定する。被拘禁による矯正と有期懲役の併科は、前者の3日分を有期懲役1日分として換算した上、有期懲役として執行する¹³（ベトナム刑法第50条）。

ウ 公訴時効及び刑の時効について

考え方は基本的な点においては同様であるが、ベトナム刑法第11章（国家の安全を侵害する罪）及び第24章（平和・人類に脅威を与える罪、戦争犯罪）については適用されないという例外がある（ベトナム刑法第24条及び56条）。

10 中国刑法の「管制」と類似し、日本語の管制塔を想起すれば理解しやすいと思うが、居住制限や監視という感覚に近い刑罰である。

11 外国人に適用される刑罰

12 日本でいう保護観察とは異なり、国家の安全を侵害する罪、危険な再犯などにおいて刑の執行終了後に適用されるものであり、居住地区の行政機関等が担当するなど、監視の要素が強い。

13 日本の感覚から言えば、非拘禁分が拘禁に転換されるため、不利になるのではないかとと思われるが、そこは日数で考慮しているということになる。

エ その他、類似の用語を使用している（没収、再犯、予備、未遂、前科、前科の抹消など）、要件が異なるのは当然であるので、ここでは省略する。

3 ヴィエトナム刑法の特色が与える影響

(1) ヴィエトナムの「罪刑の刑法典主義」が与える影響

ア まず、法整備支援において、日本側が「罪刑の刑法典主義」を理解していないと、ヴィエトナム側に混乱を与えることになる。

最も基本的なところでは、今回の経済犯罪をテーマとして取り上げる時など、日本の制度を説明するにしても、商法に特別背任罪や粉飾決算に関する罪が規定されていると説明する場面を想定しよう。日本とヴィエトナムの相違を知らないまま説明すると、ヴィエトナム側の反応としては、「講師が何を言っているのか理解しがたい。講師は刑事法の基礎も知らない。」となりかねない。

したがって、ヴィエトナムの法律家と議論するときは、まず、日本における罪刑法定主義の意味、刑法の意味、形式的意味の刑法と実質的意味の刑法の基本概念から説明し、ヴィエトナムの「罪刑の刑法典主義」とは異なることを強調する必要がある。

また、知的財産権の例を取り上げると、ヴィエトナムでは知的財産権は民法典に規定されているが、これも旧ソ連・ロシア法の影響のようである。日本の専門家が民法改正の共同研究を実施しているが、知的財産権分野は進歩や変化が著しく、基本法たる民法ではなく、特別の個別法で規定すべきだと助言している状況にある。

ここで仮装問答として、民法から外す理由を説明する際に、日本の感覚で仮に「知的財産権規定では刑事罰で対応する必要もあり、民法に刑事罰を規定するのはそぐわない。」などと発言したとしよう。ヴィエトナム側としては、これは全く理解できない理由付けとなる。刑事罰を刑法で規定するのは、ヴィエトナムにとっては動かすことのできない（あるいは動かすつもりのない）大原則であり、そもそも民法に刑事罰を規定することは、現状ではあり得ないことである。したがって、議論がかみ合わず、お互いに「相手は法律の基礎をよく知らない」と感じるようになる可能性がある。

経済取引に関する犯罪と刑罰につき、特別法で規定すべきであると助言したとしても、同様のことが生じることとなる。

イ 「罪刑の刑法典主義」は、ヴィエトナムの法律家に次のような意識を与えているようである。それは、刑事罰は刑法典にすべて規定されているから、刑法典さえ見れば何が犯罪で何が犯罪ではないかが分かるが、日本の罪刑法定主義では、多種多様な特別法に犯罪と刑罰が規定されることになり、これを把握することが困難になり不便であるという意識である。一般市民からみれば当然ヴィエトナムの制度の方が分かりやすいと結論づけることとなり、これを前提とした質問を受けることもある。

人民検察院の検察官にしてみれば、いくら民事事件等にも権限があるとしても、活動の中心は刑事であることは事実であり、携行する法律が憲法、人民検察院組織法、刑事訴訟法、そして刑法典で事足りることとも無関係ではあるまい（なお、ヴィエト

ナムには、日本のような多数の主要法令を収録した六法全書はない)。

犯罪及び刑罰が刑法典にまとまっていた方が便宜であることは一理あるが、特別法の分野に関して行動する場合には、当該法律に罰則があった方が理解しやすいと言うこともでき、一長一短であろう。

ウ 「罪刑の刑法典主義」は、刑事罰に関する限りではあるが、「特別法は一般法に優先する」という法の基本原則を考える必要がない状態を作り出している。したがって、言葉としては特別法の優先原則が存在しても、現実の刑事法関係者には意識として浸透していない可能性がある。

ヴェトナムでは「法規範の上位下位の優先関係」「一般法と特別法の優先関係」「国家法と地域法の優先関係（日本でいう法律と条例の関係）」が明確に意識されていないという状況があるとの指摘がしばしばなされているが、以上述べたところと無関係ではないのかもしれない。

エ 「罪刑の刑法典主義」では、刑法の頻繁な改正が必要となる（はずである）。

現代社会の技術進歩は著しく、刑法典は新たな犯罪に対応する必要があるが、ヴェトナムではそのたびに刑法典を改正しなければならなくなる。頻繁に改正すればよいのであろうが、刑法は市民生活の自由保障の基本に関わる基礎法という性質を強く帯びており、少なくとも日本の法律家の感覚からすると、そのような頻繁な改正にはなじまないように思われる。

オ 特別法における禁止規範制定の時期と、刑法典に規定する時期に差が生じる可能性が大である。

ヴェトナムでは、民法にすら「……してはならない」という禁止規定が多く見受けられ、その他の特別法でも同様である。すると、刑法以外の法律で禁止規定が設けられ、刑事罰で対応すべき場合には、刑法の改正が必要となる。しかし、その実情をみると、改正手続は各別になされているところ、多数の法律の制定や改正に対応できているとは思えない。したがって、刑事罰で対応すべきものについても刑罰が存在しない期間が生じていることになる¹⁴。

日本の感覚からは、刑法で規定しない以上、処罰されないだけであるから問題ないとも思われるが、ヴェトナムでは、その間隙を埋めるために行政罰を多用することにつながりかねないことを考えておく必要がある¹⁵。

カ 他の分野の法律に関連する犯罪は、その背景や定義が複雑であるため、刑罰部分を抜き出して刑法典に規定しても、実務家にとって用語の意味すら理解困難となり、その適用にも困難を来すという問題がある上、刑法典だけで明確となる罰則を定めるに

14 もっとも、罰則が必要な特別法制定時に、刑法を一部改正する法律を制定できるはずであり、そのような方法で対応しているかもしれないが、その点の情報には接していない。参考までに、中国では、全国人民代表大会常務委員会の「決定」（例えば、1995年2月28日公布の「会社法に違反する犯罪に関する決定」など）により対応している。

15 しかも、行政罰は財産刑に限らず、身柄拘束を含むものがある。

は一定の限界があるであろう。

要するに、「罪刑の刑法典主義」は、いわゆる伝統的犯罪に限られていた時代には適切であったとしても、現代社会においては、社会の発展に伴って次々と発生する新しい型の犯罪を規制する必要があるため、これを貫くことには困難が伴い、また適当でもないと考える。

(2) 「犯罪の刑罰（法定刑）との関連による分類」及び「細分化された加重事由」が与える影響

ア ヴィエトナム側にとっては、日本の犯罪構成要件が簡潔に規定され、しかも法定刑の幅が広いことから、裁判官の裁量が大きすぎるという感覚を抱くことになる。

アメリカの制度でも、裁判官による量刑に関して量刑指針（Sentencing Guideline）があり、量刑の均衡をいかに図るかが問題となっているから、当然の疑問とも言えるであろう。

ヴィエトナム側が感じる疑問は、例えば殺人で言えば、日本の法定刑は有期懲役3年から死刑までであるが、あまりにも大きな裁量権限を与えすぎており、適正に行使されるかという疑問と、そのような大きな権限に裁判官は耐えられるかという疑問である。

そこで、求刑制度や量刑資料などについて説明することになるが、そもそもヴィエトナムでは、判例集というものが存在しない。最高裁判所の判例に事実上とはいっても一定の拘束力を認めることについては、「裁判所は憲法と法律にのみ拘束される」という裁判の独立を定めた憲法に反すると発言する法律家は珍しくない。したがって、日本の制度と実務を理解してもらうには困難が伴う。

なお、裁判の独立に関する考え方について補足して説明しておく。ヴィエトナムでは、今述べたように判例の拘束力を否定する理由として裁判の独立侵害を挙げるが、一方で、司法に関係する各機関の最高幹部が合議して、法律の解釈（国会以外には法解釈権がないため、彼らは「説明」なる言葉を使用するという。）に関する通達を出している。これも「法規範文書」として法的な拘束力を有するため、日本の考え方からすると、これこそ司法の独立を害すると言える。したがって、このヴィエトナムの相矛盾する主張を私なりに理解すれば、「最高幹部が関与した判断には一定の拘束力を認めてもよいが、そうでない裁判体による判断には拘束力を認めたくない（あるいは、認めるわけにはいかない）」という発想が根底にあるような気がしてならない¹⁶。

16 もっとも、2002年5月ころになって、判例集のようなものを将来発行する方向性が出されたようである。そのため、最高人民裁判所が各国の実情調査を始めることになり、日本の経験を参考にしたい意向であるということである。しかし、私見が的はずれでないとすれば、当面は判例集を作るだけで拘束力を認めないであろうし（単なる参考書）、一定の拘束力ある判例を収録した判例集ができるとすれば、何らかの条件付き（例えば、最高幹部が参加する判例委員会のようなもの）になる可能性がある。

イ 細分化された加重事由が法定刑に影響するため、ヴェトナムの検察官にとっても裁判所にとっても、加重事由の有無の確定が重要な問題となる。

そのため、ヴェトナム検察官は、法廷での意見表明（論告）における留意点として、これまで議論した個人的感覚に基づけば、証拠により認められる事実と加重事由を前提として、適用条項を正確に指摘することを強調する傾向にある。

また、ヴェトナム刑事訴訟法によれば、通常の上訴のほか、判決確定後（ヴェトナムでは「法的効果を有するに至った後」と表現する）、上級の検察院及び裁判所の判断により、再審のほか監督審を行うという制度が存在する¹⁷。加重事由が適用されるかどうかによって、大きな差が生じ、日本のように有罪を無罪にする再審のみならず、情状ではなく法適用の誤りを理由として刑が軽くなるはずであるという形の申立てが多数なされることによる。

加えて、被告人に有利な裁判を求める再審や監督審の申立てに期間の制限はない上（この点は再審では日本と同様）、一定の申立期間の制限があるとはいえ¹⁸、被告人に不利益な再審や監督審も可能である。このような制度を前提とすると、日本では通常考えられないような不服申立てがあることを考慮する必要がある。

(3) 刑法の曖昧な規定が与える影響

規定の曖昧さについては、刑法の自由保障機能に大きな影響があるという点に尽きる。

規定が曖昧かどうかについては、ヴェトナム側と議論しても水掛け論に終わるだけである。日本の刑法でも、例えば「他人の財物を窃取した者は……」との規定に関し、保護法益が占有か本権かという論点があるように、法文だけですべてが明確になるものではない。

しかし、ヴェトナムでは、法律解释权は国会にあり、裁判所にはないとされている。このような制度と実務の運用の下では、裁判所の判断により定義が確定されていくことは期待できない上、国会が細かな定義をすることも考え難いため、刑法典を改正しない限り問題が解決されないこととなる。もっとも、可能性としては、ヴェトナム法律家にとっては別の文書が規範的意味をもっており、それが法の規定を補充しているということも考えられないではないが、これまでそのような文書が明らかにされたことはないし、そのようなことがあるとすれば、それ自体が罪刑法定主義との関係で問題となる。

17 ICD NEWS -Law for Development- 2号「ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較」179～198頁

18 たとえば、ヴェトナム刑事訴訟法265条不利益再審の場合は1年間という期限があるが、ヴェトナム刑事訴訟法の条文英訳を見ると、「新事実の発見から1年」となっている。論理的には新事実の一つとは限らず、これでは、実質的に期限がないのと同様の結果になるため、判決確定時が起算点になるのではないかと思われる。しかし、この疑問点について、私が接したヴェトナム法律家から納得いく回答を得ていない。

4 ヴィエトナムにおける「経済犯罪」に関する考察

今回の研修のテーマは「市場経済を発展させるための経済の刑事的規制」であるが、カントリーレポートでは「ヴィエトナムにおける経済犯罪の概要」となっている。これは次のような事情による。日本には厳密な意味での「経済犯罪」の定義はない上、ヴィエトナムで言うところの「経済犯罪」（通常、**economic crime** と英訳している）は、日本の法律家が想定する内容とは異なっている。したがって、事前にヴィエトナム側が言う経済犯罪を把握し、これをより正確にテーマに反映させると同時に、用語による誤解と混乱を避けるため、上記の研修テーマとしたものである。

ヴィエトナムの経済犯罪については、本稿とともに本号に掲載されたカントリーレポート等を参照していただくこととして、次の点を指摘しておくにとどめる。

(1) 経済犯罪の定義

- | | |
|---------|---|
| 狭義の経済犯罪 | ヴィエトナム刑法第16章に規定する罪（153条～181条）
英訳では Crimes of Infringing upon the Economic Management となっており、「経済管理秩序を侵害する罪」となっている。 |
| 広義の経済犯罪 | 上記のほか、以下のものを含む。
・環境犯罪（ヴィエトナム刑法第17章182条～191条）
・汚職犯罪（同法第21章278条～285条，289条～291条）
（汚職には、贈収賄のほか公金横領などの職権や地位を利用した犯罪が含まれる。） |

経済管理秩序を侵害する罪の主なものを列挙すると、

- ①密輸品の取引・運搬，②偽造品の取引・運搬，③食品医療品・飼料等の偽造・取引，④無許可営業，⑤不当な買占め，⑥脱税，⑦顧客に対する詐欺，⑧高利金融，⑨切手・切符等の偽造，⑩経済管理に関する国家規則違反，⑪不法な基金の創設・使用，⑫経済管理に関する虚偽報告，⑬虚偽の宣伝，⑭救助物資等の分配に関する違反，⑮工業所有権等の侵害，⑯天然資源調査に関する違反，⑰土地や森林の管理・利用等に関する違反，⑱電力供給規則違反，⑲金融機関の授権・貸付に関する違反，⑳通貨・有価証券の偽造・保管・流通等

である。

また、環境犯罪としては、大気汚染、水質汚染、土地汚染、各種環境基準違反、水産資源の破壊、森林破壊、野生動物の保護違反などがある。

これらの犯罪を概観すると、いわゆる消費者の保護が背景にある犯罪、企業や団体により相当程度の規模で行われる犯罪、営利目的犯罪などが経済犯罪として扱われているようである。環境犯罪が経済犯罪とされるのも、通常企業犯罪として犯されることを考えると、理解が容易になるであろう。

(2) 若干の問題点について

ア ヴィエトナム側が指摘していた問題点は、要するに、これらの犯罪に対処するにも、

捜査機関（ヴェトナムでは検察院を含まないのが通常）のこれらに関する知識，捜査技術などが不十分であり，検察官自身も同様であるため，効果的な取締りと訴追ができないということであった。

その中で，上記②に該当する刑法156条の「物品の偽造」や「偽造品」の定義が不明確であるということが指摘され，同条の適用例として，リン系の肥料に関する事件で，品質が劣る国産品を良質な外国産品の表示がある袋に詰めて販売した事例が挙げられた（知的財産権侵害は⑮のように別規定あり）。議論の過程で，「品質としては本物よりも良い場合も考えられる」という発言があったことに照らすと，指摘された問題点は，品質の同一性に関する鑑定等の証拠収集が不十分であるか，そもそも保護法益のとらえ方が明確ではないことに起因しているのではないかと思う。

今回の研修後しばらくして，日本やその他の国で中国産のダイエット食品による被害が発生し，その製造元は「偽物である」旨主張するという事件があり，これに関連して，食品や薬品が開発されると直ちに偽物つまり偽造品が市場に現れるという報道に接した。このような実態があるとすると，あるいは実際に存在するために，ヴェトナムでも偽造品の規制が必要であるのではないかと感じる次第である。

イ 証券取引に関連して，会社情報に関する虚偽報告はヴェトナム刑法167条で処罰されるかについて，ヴェトナム側の回答は「まだ刑事罰適用の経験がない。刑法167条は国家に重大な結果を与えた場合には適用される可能性がある。」というものであった。

日本側から見れば，この種違反行為に刑事罰が適用されていないこと，規定要件をみても，要件が曖昧であることなどについて疑問が残ることになる。

もっとも，ヴェトナムの事情を見ると，現行ヴェトナム刑法が制定されたのは1999年12月21日であること，ホーチミン証券市場が創設されたのはその後の2000年7月であること，行政罰が存在すること，検察院には刑事罰適用に関する十分な経験もないことから，現時点では刑事罰ではなく，行政罰で対応したいというのが正直なところであろう。

5 憲法改正（2001年12月）によるヴェトナム司法改革の動向について

ヴェトナムの司法改革の状況については，本誌第2号（2002年3月号）のレ・ティ・トゥ・バー司法省次官の「ヴェトナム司法改革の動向 ～現在と未来～」¹⁹で，その動向が報告されているので，これを参照されたい。

その後に明確になった動向としては，次の2点がある。

一つは，下級裁判所の司法行政権（人事・予算など）が司法省から最高人民裁判所に移管されることであり，もう一つは，人民検察院が有していた「行政機関等に対する一般監督権限」が廃止され，人民検察院の権限が司法活動に関する検察（監督）活動に限られる

19 ICD NEWS -Law for Development- 2号（2002年3月号）99～119頁

ことである。

いずれも、2002年10月1日から施行されることとなっているが、私見として以下の問題点を指摘しておきたい。

(1) 司法行政権の最高人民裁判所への移管については、司法権の独立という観点から、英米法系の法律家を中心として、以前から指摘されていたことであり、奇しくも日本の制度に類似することになる。司法の独立を確保するという大きな流れで見たときには好ましい方向であると言えよう。ただし、ヴェトナムの制度では、最高裁判所は国会の下位に位置するため、日本と同一ではなく、むしろ中国の司法制度に類似することになったと言うべきであろう。

しかし、その決定があったのが、2002年10月1日の施行日からわずか6か月前であり、そのような短期間に司法行政権の移行がスムーズになされ、実際に機能するかとの疑問を禁じ得ない。

ちなみに、本誌第3号（2002年5月号）の「インドネシアの司法制度と司法改革の動向」で報告したとおり²⁰、インドネシアも同様の司法改革を行っているが、1999年時点で2004年1月1日から施行することを決定しており、5年間の猶予期間を設けている。これと比較すると、ヴェトナムの猶予期間は短く、いかにも性急な感じが否めない。もっとも、民主集中制であるから、ひとたび方針が決定されると、そのとおりに実現されるのかもしれない。

更に問題となるのは、司法大臣が裁判官を任命する現行制度下でも、地方の人民評議会や人民委員会などの行政機関の権限が強く、裁判官の任命についても強い影響力を有する実態があると指摘されている点である。このような実態が直ちになくなるとは思えず、司法行政権が最高人民裁判所に統一されたにもかかわらず、旧来の実態が続くことも予想され、法の定めが名ばかりとなる可能性もないとは言えない²¹。司法権の独立に関わる問題であるだけに、事は深刻であろう。

この点は、司法権の独立を確保するという精神で改革がなされたのであるから、ヴェトナムでこの精神が忘れられなければ、いずれ法律が実態を変えていくのであろうと期待するしかない。

(2) 司法行政権を最高人民裁判所の下に統一した後の司法省の権限及び機能について考える。

司法省は、これまで下級裁判所の司法行政権を有していたことから、下級裁判所裁判官になる者の研修や、下級裁判所裁判官の研修、書記官の研修を実施してきた。その中心は、司法省の法曹養成学校であり、日本の長期派遣専門家が支援活動を行ってきた

20 ICD NEWS -Law for Development- 3号（2002年5月号）125頁

21 逆に、裁判官の任用・転勤について、地方の人民評議会や人民委員会の承諾を必要とするというような制度になる可能性もある。

た対象機関でもある。今回の改革により、これらの権限は最高人民裁判所に移管されることになるはずである。

次に、日本とは異なり、検察院は全く別個独立の機関として司法省の外に存在しており、矯正機関も公安省（旧内務省、日本でいう警察組織）の下にある。先に中国の司法制度と類似することになったと述べたが、中国の司法部の主たる権限は、受刑者の矯正にあり、司法省が有する権限に焦点を当てると、ヴェトナム司法省の権限は更に狭いものとなる。

したがって、司法省に残される権限は、おそらく法案の作成・審査権限（日本の内閣法制局の権限）のほか、弁護士の養成・管理、公証人の養成・管理、戸籍・犯歴の管理、一部の登記関係、渉外関係などであろう。

(3) 検察院の一般監督権限の廃止は、明らかに検察院の権限縮小であるが、検察院自身は「権限縮小」という表現は使わない。

この一般監督権限は、他の行政機関が発する法規範文書（日本でいえば政令、省令、規則、通達など）や処分について監察し、違法な点があればその是正を求めることができるというものであった。国家監察院にも同様の権限があり、権限が重複していた上、検察院としても、すべての違反を摘発することはできず、かといって権限発動についての一定の基準が存在したわけでもなく、検察院への申立てや裁量により行使してきた経緯があり、この点が批判の対象となっていた。このため、今回の2001年12月の憲法改正で検察院の権限から除かれたのである。

検察院は、一般監督権限を失ったものの、実際の一般監督権限に基づく実務の比重はさほど大きくなかったと説明するとともに、司法活動に関する検察院の監督権限を強化したのであって、権限縮小ではなく権限を整理したものであると主張している。なお、ヴェトナムで言う「司法活動」とは、裁判所や検察院の活動に限らず、刑事事件で言えば、警察、検察、裁判、矯正、保護観察（日本の制度とは異なる）に関わるすべての活動を意味する。

今回の改革により、刑事事件以外の民事訴訟、経済契約訴訟、行政訴訟、労働訴訟について、どの段階からでも検察院が参加できるようになり、その責務があるとされたことから（これまでは任意的に参加するだけであった）²²、検察院の権限は実質的に拡大されたと主張されている。

(4) ヴィエトナムでは、これまで司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院が、それぞれ各別に裁判官、検察官を養成してきたが、今回の司法改革により、何らかの変化が生

22 この点は、今回の研修員ファム氏の説明に基づくが、全部の民事事件等に必要的に関与するとは思えず、更に調査する必要がある。なお、同氏によれば、検察院はこれまでも民事事件の約70パーセントに関与してきたということである。

じるであろうか。

この点に関しては、裁判官の育成は、最高人民裁判所に統一されるはずであるが、現時点で判断する限り、検察官及び弁護士については、統一される方向にはないと言ってよいであろう。今回の司法改革を契機に、各機関が組織法を改正しているが、これらによると、司法省は弁護士の資格として司法省の法曹養成学校での研修を要件とし、検察院も検察官の資格として検察大学校での研修を受けることを要件としており、それぞれ関係法律職の任用を自前のものとして確保しようとする傾向にある。

中国では、法曹資格を付与する国家試験（司法試験）が統一され、2002年3月に第1回試験が実施されるに至っているが（しかし、裁判官及び検察官の資格は、この試験に合格した上で、裁判所、検察院が各別に運営する研修所に受け入れられ、その研修を修了するなどして初めて与えられる。）、ベトナムは現在のところではその方向にはない（可能性としての議論はあっても、具体化していない）。法曹の人材育成は、各機関の権限に絡む問題でもあるため、一足飛びには改革できないのかもしれないが、今後の動向に注目していきたい。

以 上

COUNTRY REPORT

An Introduction on Crimes relating to Management of Economic Crimes in Vietnam by The Supreme People's Procuracy of Vietnam (May 2002)

1. Economic crimes are stipulated in Chapter XVI of the 1999 Penal Code, consist of 29 crimes (from Article 153 to Article 181).

According to science of penal law of Vietnam, economic crimes are understood both in broad sense and in narrow meaning.

With regard to general meaning, economic crimes including crimes relating to property (property objects), crimes relating to manufacturing, trading, business, even relating to the environment, thus, economic crimes in this meaning are crimes not only stipulated in Chapter XVI but also prescribed in other chapters as: Crimes of infringing upon ownership rights (from Article 133 to Article 145 of chapter XIV), environment related crimes (from Article 182 to Article 191 of chapter XVII), crimes of corruption (from Article 278 to Article 284, Item A of Chapter XXI), other positions related crimes (Articles 285, 289, 290 and 291, Item B of Chapter XXI).

With regard to narrow meaning, economic crimes only stipulated in Chapter XVI of the 1999 Penal Code, are dangerous acts to society, infringing upon the economic management order of State. The objects of the crimes are social relationship in the economic management order.

Thus, in the research on economic crimes in Vietnam, it should not be only based on narrow meaning but also in broad sense, especially focusing on the crimes as: Smuggling (Article 153), Illegal cross-border transportation of goods and/or currencies (Article 154), Manufacturing, stockpiling, transporting and/or trading in banned goods (Article 155), Manufacturing and/or trading in fake goods (Article 156), Tax evasion (Article 161), Embezzling property (Article 278), Receiving bribes (Article 279) and environment related crimes (Article 182 to Article 191 of Chapter XVII).

2. Vietnam has just changed into the new economic regime — market economy, it is in a preliminary period, therefore, there are not much experiences in economic management, some economic aspects are not strictly controlled, even some aspects has not just regulated by law. Economic crimes in Vietnam in recent years is developing in quantity, the nature, gravity of crimes is serious and complicated, the organization and the accomplice are close, the number of accomplice in a case is crowded leading big damages in both mental and physical fields, acts, ploy of commitment are sophisticated, acute, the scope of crimes is large and relating to a number of sectors, localities at different levels and in different fields. The committed stand in with and contact with each other closely. Thus, the disclosure and the fighting against economic crimes are very difficult. The number of crimes taking place be settled by law places a small amount (approx. 15-20%). Different commitments of the law are punished by different penalties as administrative penalty, criminal

punishment is not normally applied in the penalty (for example tax evasion, manufacturing, and/or trading in fake goods, embezzling, receiving bribes, smuggling and trade deceiving).

- With regard to the tax evasion, there are many ways of evasion and the ploy of the evasion causes a very big damage in tax, persons in charge of law protection (investigators, procurators, judges...) are not equipped enough experiences in the prevention and fighting against this kind of crimes, they are not thorough enough about the ploy of deceiving, tax evasion, thus the disclosure and settlement the crime is limited.
- With regard to the smuggling and business cheat is often taken place and popular, however, administrative punishment is usually applied, only dozens among thousands of cases are punished for criminal crimes.
- Some difficulties took place in the fighting against the crime of manufacturing and trading in fake goods. Article 156 of the Penal Code stipulated on crimes on manufacturing and trading in fake goods, however, it is not clearly provided what it is. What the definition of fake goods is under discussion now, the settlement of this kind of crimes is mainly based on circular letters, directives of legal agencies. Thus, there are different understandings in the application which causing different settlement in many cases.
- Similarly, disclosure and settlement of corruption faces many difficulties.

3. Procedures of preliminary prosecution, investigation, prosecution of the adjudication to economic cases are similar to the settlement of other criminal cases and based on regulations of the Criminal Procedural Code of Vietnam, there is no other special procedures. However, in the process of investigation to economic crimes, the above mentioned difficulties to be faced with, especially with regard to corruption, smuggling crimes, leading period of cases were lengthened, due to the separation of some cases into different cases, the settlement is not thorough. Most of big cases have to be extended for investigation, some of them have to be extended under the power of Procurator General of Supreme People's Procuracy.

Article 97 of the Criminal Procedure Code stipulated the time limitation of investigation as follow:

- Time period for investigation of a case is not more than two months with regard to less serious crimes, not more than three months with regard to serious crimes, not more than 4 months with regard to very serious crimes and to particular serious crimes.
- The extension is stipulated as follow:
 - + Less serious crimes are extended for investigation one time within two months.
 - + Serious crimes are extended for investigation two times, the first time is not more than three months, the second time is not more than two months.
 - + Very serious crimes are extended for investigation two times, each time is not more than four months.
 - + Particular serious crimes are extended for investigation three times, each time is not more than four months.

* With regard to particular serious crimes, in case of time for investigation is expired, due to the complication of the case which can not finalize the investigation, Procurator General of Supreme People's Procuracy may give one extension within 4 months.

The regulations for investigation as mentioned above is applied to all kinds of crimes and similarly, time for preparing indictment and for the adjudication is applied for all kinds of crimes as well.

4. With regard to the organization dealing with this kind of economic crime in People's Procuracies. Supreme People's Procuracy has one professional office, provincial People's Procuracies have departments in charge of dealing with this kinds of crimes, and in district People's Procuracies have parts responsible for supervising investigation to economic cases (here it should be understood economic crimes under general meaning as prescribed at the beginning of the report, including crimes stipulated in Chapters XVI, XIV, XVII and Chapter XXI). In the coming time, the department of supervision of investigation to economic cases will classify one part in charge of dealing with corruption crimes which are paid attention to in Vietnam. In Vietnam, investigation to economic crimes are instituted by investigating bodies of Ministry of Public Security.

5. Recommendations to science research:

We would like to be listened and discussed with legal experts, investigators, prosecutors of Japan experiences in the prevention and fighting against economic crimes in general and against the crimes of tax evasion, manufacturing and trading in fake goods, corruption. Furthermore, if the time is allowed, we would like to discuss with Japanese side about experiences in the prevention and the fighting against environment related crimes. This crime is very new in Vietnam which is the first time criminalized and stipulated in the 1999 Penal Code. Moreover, it is useful for us to hear your comments on regulations relating to economic crimes in the Penal Code of Vietnam.

日時：平成14年5月16日 午後2時～午後5時

場所：法務総合研究所国際会議室（大阪）

発表：最高人民検察院長官付上席検事

チャン コン ファン検事

記録：神戸大学大学院生 岩谷暢子

カントリーレポート ベトナムにおける経済犯罪の概要について

【目次】

- 1 経済犯罪の概念
- 2 近年のベトナムにおける経済犯罪の状況
- 3 経済犯罪に関する刑事手続
- 4 質疑

1 経済犯罪の概念

ベトナムにおける経済犯罪に関する法規制について説明する前に、まずベトナムにおける経済犯罪の概念を説明しておく必要がある。

ベトナムでは「経済犯罪」という概念には、狭義と広義の意味がある。

1999年の改正刑法（以下「1999年刑法」）では、保護される客体となる事項ごとに13の章が設けられ、270にわたる規定が掲げられているが、狭義には、その中の第16章（「経済運営秩序に対する侵害罪」）に規定される29の罪名に相当する犯罪を指す。

広義には、1999年刑法第16章に規定された犯罪に限らず、財産に関する罪、製造、取引、商取引、環境に関する犯罪をも含むと解されており、このような観点からは、経済犯罪という概念は、1999年刑法に規定される63の罪名に該当する。すなわち、先述の第16章に規定される29の罪名に加え、第14章（「財産権を侵害する罪」）における13の罪名、第17章（「環境に関する罪」）における20の罪名及び第21章（「地位に関する罪」）における11の罪名がこれに当たる。経済犯罪に関する捜査機関は、広義の概念に基づいて設置されており、また一般的にも広義に理解されている。

最高人民検察院長官は、毎年国会に犯罪の状況を報告することになっており、国家の治安を侵害する犯罪、経済犯罪、社会の安全・秩序、麻薬、司法活動などの項目が報告対象となっているが、この場合においても、「経済犯罪」は広義の意味で用いられている。

2 近年のベトナムにおける経済犯罪の状況

計画経済から市場経済への移行後、経済犯罪が非常に複雑になってきたため、この分野

に関する法制の修正がかなり施された。1999年刑法はその中心的なものである。この刑法では、経済犯罪についての規定を整備するとともに、環境犯罪などの新しい規定を導入した。

経済犯罪の数は減少しておらず、取締機関の質の重要性が増している。犯罪の方法は巧妙かつ大胆、公開的になってきており、その中には当局の管理体制や経験が不十分なことに起因するところもあることは否めない。法律によって規制されていない部分を狙った手口が使用され、組織化していることから、行為者を発見・特定することは容易ではない。2～3年前にホーチミン市で、一度に77人が起訴された経済事件があり、被害額もかなり大きかった。被害額は、以前は百万ドンの単位であったが、近年は高額化しており、4兆ドンという規模のものもある。また、地理的な境界や業種を越えた犯罪や、罪名が複数にわたるようなものが増えており、取締りの強化が必須となっているが、摘発数、摘発率は伸びていない。仮に、発見された件数が100件あるとすると、起訴に至るのは20件にすぎず、残りは刑事裁判を受けずに終わる。罪名についての処理が難しいものもある。

脱税に関しては、巧妙な手口で行われるものが多く、重大な損害を引き起こしているが、捜査関係者の知識や経験が不足していて徹底的な対応ができないため、これらを摘発・処分することが困難となっている。

密輸や詐欺取引については、ベトナムが現在開放経済政策を採っていることを利用して、頻繁に発生しているが、通常は行政罰が科されており、犯罪として処罰されている件数は非常に少ない。密輸業者による税関職員の買収が行われている場合などもある。

偽造品は、正式なルートで輸入されるものもあれば、国境貿易によるもの（密輸品）もあり、多様なものが出回っている。このような偽造品の製造及び取引という犯罪を取り締まる上で、困難となっている理由の一つは、偽造品の製造及び取引について規定している1999年刑法第156条に偽造品の定義がなく、偽造品が何を意味するか明らかでないことにある。密輸された偽造品の場合、基準となる本物がそもそもないため判定ができないし、偽造品でありながら正規のものよりも高品質で、消費者が歓迎しているものもある。偽造品の定義については、現在議論がなされている最中であり、この種の犯罪の処理については、主に法執行機関の通達や指示に基づいて行っている。

また、刑事法そのものから派生する問題もある。ベトナム刑法では、被害金額の基準が設定されており、この基準以上の場合には犯罪として刑事的処理が可能であるが、基準未満の場合には行政的処理やその他の処理に付されることになっている。ちなみに窃盗や汚職においては、この基準額は50万ドン、密輸や不法国境運輸については1億ドン、偽造品については3,000万ドン、脱税については5,000万ドンとされている。ただし、被害額が基準未満であっても、前科や行政的処分の経験がある者については刑罰が科される。

私個人としては、このように基準を設定しているのはベトナム刑法が進歩している点であると考えているが、犯罪者側がこの基準金額をうまく利用して刑事的処分を免れているということも事実である。また、被疑者を逮捕した時点では、被害金額が不明確である場合もある。例えば、バイクの窃盗の場合、被害者が主張するバイクの価値と、実際に

窃盗犯が売却した際の価値が大きく違うような場合には、価値の決定が困難になる。このような場合には、鑑定によって価値を判定しなければならない。

3 経済犯罪に関する刑事手続

日本の刑法・刑事訴訟法について先日勉強したが、手続の上でベトナムとはかなり異なる点が多い。ベトナムにおいて、経済犯罪に関する調査、捜査、起訴といった一連の処理は、刑事訴訟法に基づき他の犯罪と同様に行われる。

告発やマスコミからの情報、捜査機関独自の情報などが刑事事件の立件の根拠となる。国民はいかなる国家機関に対しても告発することができるが、一般的に告発状は捜査機関に送られてくる。このような告発を受けた国家機関は、直ちに検察院にこれを通報しなければならない。検察院は、その告発内容を立件する意思がある場合には、24時間以内に立件しなければならない。立件されて初めて捜査を行うことができ、現在のところ日本の警察にあたる「公安」が捜査を行っている。検察院は、捜査活動をせず、捜査を監督する役目である。

捜査期間には制限が設けられており、4種類の犯罪類型ごとに規定されている。「非重大」犯罪（法定刑が懲役3年以下の犯罪）については、2か月以内の捜査期間が認められ、延長は1回のみ認められる。「重大」犯罪（法定刑の懲役の最高が7年以下の犯罪）については、捜査期間が3か月で、延長が2回認められている。「極めて重大」な犯罪（法定刑の懲役の最高が15年以下の犯罪）については、捜査期間が4か月で、延長が2回認められており、「特に極めて重大」な犯罪（15年以上の懲役、無期懲役又は死刑の犯罪）については、捜査期間が4か月で、延長が3回認められる。ただし、「特に極めて重大」な犯罪に限っては、この期間内に捜査を終了することができなければ、更にもう1回4か月延長することができる。しかし、それでも証拠が集まらなければ、捜査を終了しなければならない。

このような期間の限定は、捜査機関に困難を及ぼすことがある。特に経済犯罪の場合には、行為者の人数や地理的広がりが大きく、期間が限定されることにより捜査が困難となる。大きな経済犯罪事件の場合に、小さな事件に分割して処理することも可能であるが、その場合に十分に処理されず洩れる犯罪もある。

捜査機関が身柄拘束や勾留を行う場合の期間も、先述の犯罪類型によって決められている（非重大犯罪については最長3か月、重大犯罪については最長6か月、極めて重大な犯罪については最長9か月、特に極めて重大な犯罪については最長12か月である。ただし、特に極めて重要な犯罪で複雑な事件については最長16か月まで認められる）。逮捕には検察院による承認（逮捕状発付）が必要である。捜査のための勾留は、捜査期間より短くなければならない。

捜査期間の終結後、公安から送致されてくる記録を検察院が受理すると、検察院には起訴判断の期間が与えられる。この起訴判断の期間もやはり犯罪類型によって決められており、非重大犯罪に関しては20日間以内及び20日間の延長、重大犯罪に関しては30日以内及

び15日の延長、極めて重大な犯罪並びに特に極めて重大な犯罪については30日以内及び30日の延長が認められている。この期間内に検察院は、起訴するか、記録を差し戻して補充捜査の命令を出すか、捜査の一時停止又は停止をするか、いずれかの判断をしなければならない。証拠不十分の場合や、罪名、共犯が不明確な場合には、公安に差し戻して補充捜査を命じることができ、その際には補充捜査の内容を明記する。また、被疑者が精神的に、又はその他の病気になった場合、検察院は一時停止を決定することができる。被疑者が逃亡した場合には、一時停止に加えて、指名手配することができる。また、十分な犯罪の構成要素を決定していない場合も一時停止を決定することができる。

起訴の判断がなされると同時に、起訴状と全記録が裁判所に提出される。裁判所にはこれを検討する期間が決められており、非重大犯罪の場合には30日以内及び延長15日、重大犯罪の場合には45日以内及び延長15日、極めて重大な犯罪の場合には2か月以内及び延長1か月、特に極めて重大な犯罪の場合には3か月以内及び延長1か月が認められている。この期間内に、裁判所は、公判開始、捜査記録の検察院への差戻し、又は一時停止若しくは停止など、いずれかの決定をしなければならない。

公判の開始に際しては、被疑者や弁護士の名前、罪状などが明記された決定書状が提出される。公判が開始されると、起訴状の内容の確認に続いて、弁論、求刑が行われ、最後に判決が言い渡される。

ヴェトナムの第一審裁判では、裁判の審理は「集団によって」行わなければならないとされている憲法の規定に従って参審制が採られており、必ず3人（1名の専門裁判官と2名の人民参審員）の合議体で審理され、決定は多数決で行われる。罪名や事実がはっきりしている場合には、略式の判決を行う必要も認めようという議論もあるので、現在、憲法改正の文脈で検討中である。しかし、2001年の国会で本件が議論された際には、略式の方法よりも集団による審理が支持されたため、むしろ手続に要する時間の短縮という側面から検討されている。

被告人は第一審の判決より15日以内に控訴することができる。また、検察院にも抗議（上訴）する権利が認められており、抗議（上訴）は判決を下した裁判所と対応する検察院は15日以内に、判決を下した裁判所より上級レベルの検察院は30日以内に行われなければならない。被告人による上訴、検察院による抗議（上訴）がなければ、判決は確定し効力を生じる。

ただし、ヴェトナムには監督審の制度があり、確定した判決に対しても不服申立てがあれば、最高裁判所長官はその判決を調査し、裁判を監督する権限を認められている。

検察院の構成は、行政単位で決められており、最高人民検察院の下に、プロヴィンスレベル及びディストリクトレベルの検察院が設置されている。経済犯罪の捜査に関しては、最高人民検察院では局、プロヴィンスレベルでは課、ディストリクトレベルでは係が設置され、検察官が配属されている。

4 質疑応答

Q： 第153条の「密輸」と第154条の「不法越境取引」との違いは何か。

A： 目的が物の売買であるか否かである。運んだ上で売買すれば153条に該当するが、運ぶだけであれば154条となる。1999年刑法でこのように分けた理由は、罪名を細かく項目化したかったからである。密輸者は運び屋よりも重く処罰される。

Q： その意味では第154条は「不法越境運搬」と解した方が適切であろうか。

A： そうであろう。

Q： 国境を越える犯罪についての近隣諸国との捜査協力や引渡しの方針などはあるか。

A： 刑法第2章に刑法の効力範囲についての規定があり、ベトナム国民の国外犯もベトナム法による刑事責任が追求される。また、ベトナムと国際条約を締結している国での犯罪についても同様に刑事責任を追及される。ロシア、中国、ラオスとの間で、犯罪人の引渡し等に関する司法共助協定を締結しており、今後他の国とも広く締結できるよう、司法省が諮問機関となって検討を行っている。このような条約が締結されていない国との関係においては、一般的な協定、第三国の協定に基づいて対処している。

Q： アジア諸国では、汚職が経済発展の障害となっていることをしばしば耳にする。公務員の賃金が低いためにサイドビジネスとして汚職が行われているとも言われているが、ベトナムでもこのような状況があるか。

A： ベトナムでもそのような汚職事件はあり、様々な組織がらみの汚職が起こっている。例えば、企業と銀行が共謀して、組織ぐるみで虚偽の利益を計上して不正な融資を受ける事例や、査察官もそれを好意で見逃すような事例もある。先ほど述べた2年前のホーチミン市での事件では、親会社が、実際には会社設立の際の法定資本金がないのに、あたかもあるかのように細工して多くの子会社を設立し、その子会社同士で結んだ架空の売買契約や取引契約を担保として、通謀している銀行から融資を受けていた。これらの子会社が受けた不正融資の全体額は莫大なものとなっており、多い場合には一日に200億ドンが融資されたという数字もあった。

このように、汚職には非常に多くの主体が絡んでいるので、当初から汚職事件の全体を把握するのは難しい。ベトナム政府としては、このような汚職の撲滅のために尽力している次第である。汚職のみを対象とする法を整備し、汚職専門の捜査・取締機関を設立する必要もあろう。

Q： 先ほどの事例では、どの部分が汚職に当たるのか。銀行が国営なのであろうか。

A： 企業には国営のものもあるし、銀行は国営である。ちなみに先述の会社は国営ではなく有限会社であった。

Q： 国によっては、国に損害を与えない限り汚職という定義に当たらないとする場合も

あるが、ヴェトナムではどうか。

A： 以前は、国家財産を侵害する罪と一般財産を侵害する罪を別個に規定していた。しかし、1999年刑法ではこの二つの区別をなくし、また、汚職については、地位に関する犯罪の章（第21章）において規定した。そこでは、汚職の罪が成立するためには国への損害は必須とはされていないが、汚職の中でも、国家財産を侵害する場合には、一般財産を侵害する場合よりも重く処罰されている。

Q： 刑法第156条では、偽造品の定義が不明確であるということだが、この条項が実際に適用された例はあるか。また、偽ブランドやコピー商品は本条の適用対象となるか。

A： 1999年刑法により、偽造品に関する罪が第156条において規定されるようになるまでは、偽造品という概念は、内容、形態、品質のどれについても適用されるとされており、偽ブランド商品にも適用されていた。1999年刑法はこの概念を個別化し、偽ブランド商品については第171条（工業所有権の侵害）を適用することとされた。しかし第156条が適用された事件の数は、まだ少ない。

ちなみに、1999年刑法で初めて導入された環境犯罪についての適用例はまだない。

Q： 第156条が適用された事例としてはどのようなものがあるか。

A： 例えば、リン系肥料に関し、本来のロシア製品の外袋に、国産の肥料を詰めて売っていた事件で、これを偽造品とした事件がある。

Q： 第162条の「顧客に対する詐欺行為」には、証券取引におけるものも含まれるか。

A： 法解釈上は証券取引についても適用できると思う。しかし、証券取引はヴェトナムの市場にとってはまだ新しいものであり、現実的にはそのような適用例はまだない。また第162条自体が適用された事例も少ない。

Q： 第167条（経済管理についての虚偽報告）に関し、同条は、特定機関への証券取引の実情報告の際にも適用されるか。

A： 適用の可能性はあるが、その影響に関して、国の経済活動に対して大きな損害を与える場合、という条件が付される。

Q： しかし、これからヴェトナムが市場経済体制に入り、証券市場を発達させねばならないということを政策として採っているとすれば、虚偽の報告そのものが、国への損害であるということとはできないか。

A： 今のところ、証券取引を導入して間もないので、虚偽報告の数も少ないし、その影響が全般に大きなものとは言えない。

Q： 虚偽の報告自体に刑事罰を科す規定はあるか。

A： 実情としては、運用の上でいろいろ検討しているというところである。今後必要となれば、刑法改正によってそのような規定を追加していくことになるだろう。

Q： 虚偽の宣伝という概念の解釈は，証券取引の場合に限らず難しく，第168条（虚偽の宣伝）に規定される罰が重いことから，同条の解釈は極めて大きな問題となろうが，同条はどのような状況を想定した規定であるのか。

A： これも最近法律化された新しいもので，現実的にはまだ1回も適用されていない。おそらく，他の諸外国の移行期・過渡期の法制についての研究から導入されたものだろうが，どちらかというところ，予防，牽制の効果を想定して作ったのではないか。また，刑罰の重さについては，引き続き検討の余地があろう。

Q： 刑事罰に至らない場合には行政罰が科されるということであるが，個別の法規に行政罰についての罰則規定はあるのか。行政罰は誰が科すのか。

A： 被害金額の基準線の上下により，刑罰か行政罰のいずれかが科される。行政罰の規定は，分野別にいくつかの法律に散らばっている。犯罪類型によって罰を課す機関，責任者も変わる。

Q： ということは，刑法典以外にも刑罰を定めた規定があるのか。

A： 刑罰を規定するのは刑法典だけである。そして，刑罰を決定する権限は裁判所にしか認められていない。他方，没収や営業許可の取消しなどは行政罰であり，『その他の処置』として定義される。

Q： では，新しい犯罪やそれについての刑罰については，すべて刑法典を改正することになるのか。

A： そうである。

これに関連する事項としては，例えば，国外退去は，以前は刑罰でなく行政罰であったが，開放政策に伴い，関係する諸外国からの要求により，刑罰として刑法に規定した。なお，経済に関する犯罪の刑罰には，罰金が多く用いられている。

Q： 刑罰と行政罰のいずれが科されるかは，被害金額のみで決まるということか。行政罰に対する不服申立ての制度はあるか。

A： そのとおりである。不服申立ては，決定を下した一つ上のレベルの上部機関又は行政事件訴訟の提起によって可能である。

Q： 罰金を科したが支払わないという場合に，その処分を警察に移管するということがあるか。

A： 今のところはない。

Q： 例えば，本来は刑罰を科すべきだった罪について行政罰を科した場合や，脱税事件で，その後の捜査によって当初判明していた以上の金額が発見された場合などで，すでに行政罰が履行されていた場合にも，刑事罰を科すことはできるのか。

A： 刑事罰に移行するには，まず行政庁が科した行政の決定を破棄しなければならない。具体的な手続は個別の事件に沿って検討しなければならない。例示のように，当初の捜査によっては被害額の全体が判明できないことは少なくなく，不法取引，密輸に関

して行政罰が多いのはそのためである。しかし、現在のところ、経済犯罪に対する処罰は、刑事罰（罰金）に重きを置いている。

Q： 税関が税金関係の犯罪について捜査を行うというように、それぞれの専門の機関に捜査権限を持たせるという方向は検討していないのか。

A： 今のところ法律規定は、公安が全ての犯罪を捜査する権限を持つとしており、公安のほかには検察庁の中の一部の捜査部門が、一定の犯罪に関してのみ捜査する権限を与えられているのに限られている。ただし、その場合の検察院は、最高人民検察院に限り、司法活動を行う司法職員に関する捜査部門を一つだけ設置することができることとされている。なお、本来の捜査機関でない機関にも捜査権限を認められているものがある。例えば、税関、林野の検査官、国境警備隊などである。非重大犯罪に関しては、このような機関が行った捜査に基づき起訴を行っている。重大犯罪については、これらの機関は一次的捜査を行い、その後警察に送致している。

捜査機関を増やすことも、司法改革の中での検討事項の一つである。行政的機関には現実的に、専門性と捜査の能力があるので増やしたいと考える人もいる。しかし、これとは逆に、捜査の権限を拡大させずに、統一した「捜査専門の機関」を作るべきという議論もある。

刑事訴訟法も近く2003年に全面的に改正しようとしているが、その過程において、捜査機関による効率的な捜査が検討されている。また、汚職専門の機関の設置も検討されている。

Q： 例えば、脱税事件ではどのように捜査を行うことになるのか。

A： これも経済犯罪であるので、捜査は警察によって行なわれる。捜査機関にあまり専門性のない事項については、例えば、税金の専門官などに鑑定を頼むことができる。鑑定結果はあくまでも参考意見として扱われ、証拠として使うかどうかは捜査官による。

Q： 公安部内でもこのような専門的事項について何らかの取組をしているのか。もしあれば、どのようなものがあるのか。

A： 現在、国家の治安に関する犯罪を捜査する部署と、その他の犯罪を捜査する部署の二つの局を設置して、専門性の確保に努めている。

Q： 「人民参審員」は誰が、どのような方法で任命するのか。任命に当たっては、共産党の関与は認められているか。

A： 人民参審員は、社会活動に関する経験があり、一定の法律の知識を有する者が、祖国戦線により推薦され、人民議会によって選挙される。選出された人民参審員は、研修を受けた上で、裁判官と協力して裁判の審理に参加する。任期は議会や裁判官と同様、5年間である。

人民参審員を使用する目的は、審判の客観性の維持である。裁判官と人民参審委員からなる合議体には独立性が認められ、いかなる影響も受けないこととされている。共産党であっても影響を及ぼすことはできない。

COUNTRY REPORT
The Revisions of the Constitution
relating to Function, Duties of People's
Procuracies
by
The People's Supreme Procuracy of Vietnam
(May 2002)

- Vietnam has passed by 4 Constitution: The 1946 Constitution, the 1959 Constitution, the 1980 Constitution and the 1992 Constitution.

- The People's Procuracy was founded in July 1960 which was organized and operated in accordance with the Constitution and the Law on Organization of People's Procuracies. Basing on the Constitutions, the Law on Organization of People's Procuracies had three times of revision, in 1960, 1981 and 1992. According to the Constitutions and the Laws on organization of People's Procuracies, People's Procuracies have function of supervision of compliance with the law in administrative, economic, social fields (supervising the issue of the normative legal documents, the obey by the law and administrative settlement) and the function of public prosecution.

- In order to meet the require of Doi moi (renovation) in the State apparatus to ensure a precise, logic structure, working more effectively, meeting require of the judicial revision, the 10th session of the 10th National Assembly has approved the revised and supplemented Resolution of some articles of the 1992 Constitution in which Article 137 and Article 140 relating to function, duties of People's Procuracies were revised. The content of the revision and supplementation focus on function of People's Procuracies is only concentrating on initiation of public prosecution and supervision of judicial activities which is important field but its implementation is still limited, with regard to the function of supervision of compliance with the law in administrative, economic, social fields, the National Assembly assigned agencies belong to the National Assembly (Committees of the National Assembly) and other State agencies to undertake.

- Implementing the Resolution of the National Assembly regarding the revision, supplementation of some articles of the 1992 Constitution, the 11th session of the X National Assembly recently has passed Law on Organization of People's Procuracies. This law replaced for the 1992 Law on Organization of People's Procuracies and shall take into legal effect on 1st October, 2002. The Law on Organization of People's Procuracies consists of 11 Chapters with 50 articles. As compare with the 1992 Law on Organization of People's Procuracies (consist of 9 chapters, 41 articles), has revised, supplemented 27 articles and build 3 chapters with 18 articles; The content has some new points as follow:

Firstly, the Law on Organization of People's Procuracies clearly presenting function of People's Procuracies is initiation of public prosecution and supervision of judicial activities, People's Procuracies no longer supervise compliance with the law in administrative, economic, social fields (Article 1).

Secondly, the Law on Organization of People's Procuracies determined the initiation of public

prosecution is taken on in criminal field which is initiated right at the preliminary prosecution to the case and during the proceedings; the activity of supervision of judicial activities includes the supervision of investigation, adjudication of criminal cases, settlement of civil cases, marriage and family, administration, economics, labor cases and other matters in line with regulation of the law, applying management and education to the prisoners; The investigation activities of People's Procuracies is obviously defined to crimes of infringing upon judicial activities and the infringed are those working in judicial agencies.

Thirdly, due to the complaint, denunciation of citizens is more and more complicated, especially in judicial aspect, in order to ensure that every complaint, denunciation must be adequate, timely settled and in accordance with the law, the Law on Organization of People's Procuracies stipulated responsibility of People's Procuracies with respect to receiving and settling complaint, denunciation under their competence and supervising settlement of complaint, denunciation in judicial field (Article 4). In order to facilitate convenient conditions, at the same time, for People's Procuracies actively initiate public prosecution right at the beginning and assist the research on crime prevention. The Law on Organization of People's Procuracies provided responsibility of People's Procuracies with respect to receiving crime information, denunciation and exercise crime statistics (Article 5).

Fourthly, in order to clearly classify scope, content of the initiation of public prosecution and supervision of judicial activities in criminal proceeding with the supervision of settlement of civil, marriage and family, administrative... cases. In the Law on Organization of People's Procuracies, chapter of "Initiation of public prosecution and supervision of investigation to criminal cases" replaces for chapter of "supervision of investigation" in the 1992 Law on Organization of People's Procuracies, stipulating two chapters: Chapter III on initiation of public prosecution and supervision of adjudication of criminal cases, Chapter IV on supervision of settlement of civil, marriage and family, administrative, economic, labor cases and other matters in accordance with the law replace for chapter "Supervision of adjudication" in the 1992 Law on Organization of People's Procuracies.

Chapter "Initiation of public prosecution and supervision of investigation to criminal cases" shows delimitation between the initiation of public prosecution and supervision of investigation in separated articles, stipulating more adequately duties, powers of People's Procuracies in investigating period such as: duties of preliminary prosecution; give out request of investigation, directly initiate certain investigations; application, alteration, repeal of deterrent measures, firstly are measures of arrest, detention, custody; decision of prosecution, investigation suspension, case suspension (Article 13); Supervision of file preparation from investigation bodies; Supervision of compliance with the law of person taking part in proceeding (Article 14). Grasp requirement of Directive 53-CT /TW dated 21 March 2000 in which "the People's Procuracies will firstly be responsible for any mistakes in arrest, detention, custody happened in their localities", Article 15 of the Law on Organization of People's Procuracies provided responsibility of Chief Procurators, Deputy Chief Procurators and Procurators is strictly implementing regulations of the law and responsible for their acts, decision with regard to preliminary prosecution, arrest, detention, custody, prosecution and other decisions.

Similarly, Chapter "initiation of public prosecution and supervision of adjudication to criminal cases" delimitates activities of initiation of public prosecution and supervision of adjudication to criminal cases in separated articles. Simultaneously, in order to clarify responsibility of People's Procuracies in the initiation of public prosecution and supervision of adjudication, improving responsibility and the active of procurators, the Law has stipulated more adequately duties, powers of People's Procuracies in adjudication period of criminal cases such as: reading bill of indictment, decision of the Chief Procurator of People's Procuracies relating to the settlement of cases

at court; initiating the debate of crime to the accused, making argument with the defender and other persons taking part in proceeding at court of first instance and/or appeal... (Article 17); Supervising compliance with the law of those taking part in proceeding, supervising documents and decision of People's Court (Article 18).

Fifthly, the law stipulated some new regulations in order to increase responsibility of People's Procuracies with respect to supervision of judicial activities in civil matters, ensure the settlement of cases in accordance with the law, timely, Chapter IV of the Law on organization of People's Procuracies obviously provided: People's Procuracies are responsible for supervising settlement of all civil, administrative, economic cases... in every period of proceeding, taking part in the trials for the cases at Court of all levels. This is the new point as compare with the 1992 Law on organization of People's Procuracies which showed that: the People's Procuracies only “participating in all trial of cases initiated or petitioned by People's Procuracies, with respect to other cases, People's Procuracies may attend any proceedings they deem necessary.” (Article 17 of the 1992 Law on organization of People's Procuracies).

Sixthly, in order to ensure sentence, decision of People's Court having acquired legal force are instituted in conformity with the law, adequately, and timely, making contribution to the prevention of sentences, decisions of People's Court from time extension, improving effectiveness of the judgment execution, the Law on organization of People's Procuracies supplements some new regulations as compared with the 1992 Law on organization of People's Procuracies so as to express more adequately direct duties of the supervision of judgment execution as: Supervising decision making of judgment execution from competent organizations; directly supervising judgment execution; participating the consideration of reduction of imprisonment serving; criminal record remiss; proposing exemption from penalty serving (Article 24).

Seventhly, arrest, detention, custody are instituted in periods of criminal proceeding and applied by agencies initiating proceeding. Thus, in order to be in conformity with each period of proceeding, clarify duties and powers of People's Procuracies in fields of detention, custody, management, education to prisoners with the purpose of preventing from illegal, incorrect situation or violating the freedom, democratic rights of citizens, the Law on organization of People's Procuracies set up a chapter namely “Supervision of detention, custody, management, education to prisoners” replacing for chapter “Supervision of detention, custody and re-education” . Simultaneously, to emphasize responsibility of People's Procuracies in discovering the illegal, incorrect detention, custody, management, education of prisoners, will release for freedom without delay and are responsible for instituting or requiring investigating bodies institute for criminal proceeding in case of finding out any illegal detention, custody, management and education to prisoners which is stipulated in one separated article (Article 25) replacing for in only one point in an article in the 1992 Law on organization of People's Procuracies.

Eighthly, with regard to the organization, personel of People's Procuracies, the new law provided as follows:

- Investigation Bureau exists only at Supreme People's Procuracy, there is no longer investigators at provincial People's Procuracies (Article 34).

- To strengthen responsibility of provincial People's Procuracies, the new Law on Organization of People's Procuracies supplements regulations that the Procuratorial Committees of provincial People's Procuracies are in charge of discussion and making decision to important criminal, civil, marriage and family, administrative, economic, labor cases (Item 2, Article 35).

- The Law on Organization of People's Procuracies stipulated one separated article, namely Procurators and Investigators. In which the legal title of procurators are appointed for the purpose of initiation of public prosecution and supervision of judicial activities, investigators are appointed for the purpose of crime investigation (Article 42). In order to meet requirements on personnel criteria in the industrialization and modernization of the Country, step by step construct a strong and good investigators and procurators, as said in the law, procurators and investigators must have legal bachelor degree, be trained for procuratorial skills (Article 43); to facilitate for transfer staff of People's Procuracies, increase the self-training and self-improving to well fulfill the assigned duties, appointed term for procurators and investigator shall be 5 years as provided by the new law (Article 44); simultaneously, duties and powers of procurators, investigators are obviously provided in order to ensure improving responsibility of these titles during exercise function of People's Procuracies (Article 45); Chief Procurators, Deputy Chief Procurators, Procurators, chiefs of investigating bodies and investigators of Supreme People's Procuracy are responsible for exercising their duties, powers, in the event of any illegal action, depending on the nature and gravity of the violation, that person shall be disciplined in accordance with the law; in case of causing any damages, that person shall have to make a compensation (Article 46).

To improve the effectiveness of operation of People's Procuracies, the law stipulates responsibility of the Supreme People's Procuracy in the training, fostering, managing staff, procurators, investigators; as well as giving regulations of supervise of people, agencies, organizations to procurators, investigators during exercising their duties (Article 10 and 11).

Ninthly, to ensure the uniform and centered principle of People's Procuracies, ensure that decisions of People's Procuracies at all levels are based and in conformity with law, the Law has obviously stipulated responsibility of examination of People's Procuracies at higher level to People's Procuracies at lower level: "People's Procuracies at higher level are responsible for timely examining, disclosing, correcting and strictly punishing violation of law by People's Procuracies at lower levels. Chief Procurators of People's Procuracies at higher level have competence to withdraw, suspend or remove baseless and illegal decisions of People's Procuracies at lower level (point 2, Article 8).

Tenthly, due to the requirement of institution of function, duties of People's Procuracies in the new situation is very high, in order to create legal bases for the People's Procuracies to initiate public prosecution and supervise judicial activities effectively, the Law on Organization of People's Procuracies stipulated the guarantee of operation of People's Procuracies in Chapter X. In which important regulations are supplemented as: Competence of the Standing Committee of National Assembly in deciding total number of state staff, number of procurators, investigators in People's Procuracies; in expenditure and other means of People's Procuracies, priority regimes for procurators and investigators during exercising their duties (Articles 47, 48 and 49).

It could be said that, the Law on Organization of People's Procuracies, has just adopted by the X session of the National Assembly, opened a new period of organization and operation of People's Procuracies, the period of **People's Procuracies initiating public prosecution and supervising judicial activities with new requirements and new duties.**

日時：平成14年5月30日 午後2時～午後5時

場所：最高検察庁会議室（東京）

発表：最高人民検察院長官付上席検事

チャン コン ファン検事

記録：早稲田大学大学院生 村井綾子

カントリーレポート 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正

【目次】

- 1 ヴィエトナム憲法の制定
- 2 人民検察院
- 3 ドイモイ政策に伴う司法改革の経緯
- 4 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正
- 5 質疑応答

1 ヴィエトナム憲法の制定

ヴィエトナムの憲法は、過去4回にわたり制定又は改正されているが、それは、1946年憲法、1959年憲法、1980年憲法及び1992年憲法である。1980年からの憲法改正は、ドイモイ政策による改革に基づいている。

2 人民検察院

人民検察院は、1960年7月に創設され、その組織と活動は憲法及び人民検察院組織法に基づいて行われてきた。憲法に基づいて、人民検察院組織法は、1960年、1981年及び1992年の3回にわたり制定又は改正されている。憲法及び人民検察院組織法に従い、人民検察院は、行政分野、経済分野、社会分野において、法律を遵守しているかどうかを監督する（法律規范文書が発行されているときや、法律の遵守、行政的な解決・処理をする。）とともに、公訴権限を有している。

*人民検察院の構成

構成は裁判所の構成に対応している。最高人民検察院の下に下級検察院としてプロヴィンス級61庁、ディストリクト級600庁が存在する。活動の原則は、この3階級の検察院が統一的な活動を行うことである。下級検察院は上級の検察院の指揮指導を受けなければならない、また活動の報告義務がある。

*最高人民検察院長官の義務

国会は年に2回の会期があるが、この会期中に最高人民検察院長官は、全国の犯罪状況、検察活動について報告し、すべての国会議員からの質問にそれぞれ返答しなければならない。このように最高人民検察院長官は、国会会期中に、議員に対する報告義務及び質問への回答義務があり、非常に忙しい。同様のシステムをとっている中国では、質問への回答は、30人の国会議員が同一の質問を行ったときのみ、回答義務が発生する。このほか、国会会期中、最高人民検察院長官は、国会の常務委員会の質問に回答する義務がある。最高人民検察院長官は国家主席の推薦に基づいて国会により任命される。

最高人民検察院長官の下には、副長官が5名いる。副長官の5名は、最高人民検察院長官の推薦に基づいて、国家主席により任命される。下級検察院長官は、最高人民検察院長官により任命される。検察庁の長官らは、軍人のように、ユニフォームを着用しなければならない。それぞれのユニフォームには、それぞれのランクを示すバッジが付けられている。

3 ドイモイ政策に伴う司法改革の経緯

国家機構の刷新（ドイモイ）政策を実現するために、精緻で簡潔、そしてより効果的に活動をする方向性を保障し、さらに、司法改革の要求にこたえるために、司法改革を行う必要があり、第10期第10回国会において、1992年憲法の一部を改正する決議をした。改正条項には憲法137条及び140条が含まれており、これらは人民検察院の権限及び責務に関するものである。人民検察院の権限に関する改正の内容は、

検察院の「公訴権の行使」と「司法活動」に関する監督にのみ集中させる

（これは重要であるが、これまで多くの制限があった分野である。）

というものである。国会は、行政分野、経済分野、社会分野における法律遵守の監督機能に関しては、国会の各機関（国会の各委員会）及び他政府機関の権限とすることを決議した。

*公訴権の行使と司法活動に関する監督がドイモイによる司法改革の最大の争点である。

4 人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正

1992年憲法の一部改正に関する国会決議に伴い、先に開催された第10期第11会期で人民検察院組織法を制定（改正）した。この法律は、1992年人民検察院組織法に代わるもので、2002年10月1日から効力を発するものである。人民検察院組織法は、合計11章50条からなり、1992年人民検察院組織法（合計9章41条）のうち、27にわたる条項を改正し、新たに3つの章と18の条項を加えた。新しい点を含む内容は以下のとおりである。

(1) 人民検察院の機能の明確化

(2) 「刑事分野」における公訴権の行使

- (3) 「司法分野」の権限に関する人民検察院の責任
- (4) 検察職務の範囲の明確化
- (5) 「民事分野」における司法活動の監督に対する人民検察院の責任強化
- (6) 裁判所の判決文と決定の迅速な執行
- (7) 各刑事手続段階における人民検察院の権限と責務の強化
- (8) 人民検察院の組織，職員の仕事
- (9) 下級人民検察院に対する上級人民検察院の責任の明確化
- (10) 人民検察院の活動の保障

(1) 人民検察院の機能の明確化

人民検察院組織法は、人民検察院の機能を明確化した。人民検察院は、公訴権の行使と司法活動の監督を行うが、それまで有していた行政分野，経済分野，社会分野における一般的な行政監督を実施しないことを明確にした（第1章）。

(2) 「刑事分野」における公訴権の行使

人民検察院組織法は、刑事分野における公訴権を行使すると明記している。これは、事件を受理したときから直ちに、訴訟全般を通して行使されるものである。司法活動の監督は、次のとおりである。

- ・ 刑事事件の各捜査段階，裁判の監督，民事・婚姻及び家族に関する事件，行政事件，経済事件及び労働事件の解決に関する監督（検察）並びに法律で規定されていた他の事項に関する監督（検察）
- ・ 最高人民裁判所の判決文と決定の執行の監督（検察）
- ・ 身柄拘束，勾留に関する活動と受刑者の管理及び教育の監督（検察）
- ・ 人民検察院による捜査は，司法活動を侵犯する罪，そして司法機関の職員が犯罪者である事件についてなされる。

(3) 「司法分野」の権限に関する人民検察院の責任

これは、国民の申立てや告発が次第に複雑になっている状況に対応するためのものである。特に司法分野においては、申立てと告発がすべて十分に、そして適法に正確かつ早期に解決することを保障しなければならない。そこで、人民検察院組織法は、司法分野の権限に属する申立てと告発の受理と解決，申立てと告発の解決の検察における人民検察院の責任を規定した（第4条）。同時に、人民検察院組織法は、検察院が始めから主体的に公訴する権利を規定し、犯罪防止の研究に資するよう、犯罪の情報提供や告発を受理し、犯罪統計を作成するなどの職務に関し、検察院の責務を規定した（第5条）。

(4) 検察職務の範囲の明確化

公訴権の行使，刑事訴訟における司法活動の検察活動と，民事・婚姻及び家族に関する事件，行政事件などの事件の解決に関して，検察職務の範囲と内容を明確にするため，人民検察院組織法は，次のような章を規定した。

1992年人民検察院組織法の「捜査監督（検察）職務」という章は，「公訴権の行使と各刑事事件の捜査の監督（検察）」に変えられた。そして，次のような2章を規定した。各刑事事件における公訴権の行使及び裁判の監督（検察）に関する第3章，民事・婚姻及び家族事件，経済事件，労働事件，そして法律が規定する他の事項に関する監督（検察）に関する第4章である。これらは，1992年の人民検察院組織法の「裁判監督（検察）職務」という章に代わるものである。

「公訴権の行使と各刑事事件の捜査の監督（検察）」という章では，個別の法律条項の公訴権の行使と捜査活動の監督（検察）職務を明確にしている。そして，次のような犯罪捜査段階における検察院の権限と責務をより適切に規定している。それは，

- ・ 事件の立件
- ・ 捜査要求を行うこと
- ・ 特定犯罪について捜査を直接に実行すること，特に，逮捕，身柄拘束，勾留などの自由を束縛する方法の適用，変更又は取消し
- ・ 起訴の決定
- ・ 捜査の停止
- ・ 事件の停止（第13条）
- ・ 捜査機関の書類作成の監督（検察）
- ・ 訴訟参加者の法律遵守の監督（検察）（第14条）

2003年3月21日の中央指示53条の要件を徹底させている。この中では，次のように明確に定められている。

「どの地域でも逮捕や身柄拘束，勾留における誤りは，まずは，その地域の人民検察院が責任を負わなければならない。」

人民検察院組織法第15条では，人民検察院長官，副長官そして検察官の責任を規定している。それは，法律に規定されたことを厳格に実施し，立件，逮捕，勾留，拘束，起訴，そして他の決定における自己の行為及び決定について責任を持つというものである。

このようなことと類似して，「公訴権の行使と各刑事事件の裁判の監督（検察）」の章において，各個別の条項で刑事事件の裁判の監督（検察）職務と公訴権の行使を明確にしている。同時に，この法律では，公訴権の行使と裁判の監督（検察）について検察官の責任を明確化し，検察官の責任と主体性を高めるために，刑事事件の裁判段階における人民検察院の権限と責務を，より正確に規定している。例えば，

- ・ 起訴状を朗読すること
- ・ 人民検察院の公判における事件解決に関連する決定
- ・ 被告に対する論告求刑

- ・初審又は上訴審の公判における弁護人と他の訴訟参加者への反論（第17条）
- ・訴訟参加者の法律遵守の監督（検察）
- ・人民裁判所の判決文と決定の監督（検察）（18条）

(5) 「民事分野」における司法活動の監督に対する人民検察院の責任強化

民事分野における司法活動の監督に対する人民検察院の責任強化は、この法律に新しく盛り込まれた事項である。人民検察院組織法第4章では、次のように明確に規定している。

「人民検察院は、民事事件、行政事件、経済事件、そしてすべての訴訟段階における解決を監督（検察）する責務がある。そして、これら事件の各レベルの裁判公判に参加する。」

これは、1992年人民検察院組織法に比べて、新しい点である。なぜなら、1992年人民検察院組織法では、人民検察院は、次のようになっていたからである。

- ・人民検察院が起訴又は上訴した事件の裁判公判に参加する。
- ・他の事件に対しては、人民検察院は必要と判断したときは、どの段階においても訴訟に参加することができる（1992年人民検察院組織法17条）。

つまり、以前は任意的であったのに対して、改正により、必要になったということである。

(6) 裁判所の判決文と決定の迅速な執行

既に法的効力がある裁判所の判決文と決定が法律に正確かつ早期に執行されることを保障し、多数の裁判所の判決文と決定が未執行になっている状況を克服し、判決執行の効果を上げるために、1992年人民検察院組織法に若干の規定を補充した。これは、検察職務の直接任務をより充実させることが目的である。例えば、

- ・権限のある各機関の判決執行の決定を監督（検察）すること
- ・判決執行を直接監督（検察）すること
- ・刑執行軽減の判断に参加すること
- ・前科の取消し
- ・刑執行の免除を提案すること（第24条）

(7) 各刑事手続段階における人民検察院の権限と責務の強化

逮捕・身柄拘束、勾留は、各刑事訴訟段階で、各実務担当機関により実施される。このため、各訴訟段階に応じて、勾留、身柄拘束、受刑者の教育管理の分野における人民検察院の権限と責務をより明確化する。そして、冤罪、自由の権利と公民の民主性の侵害が起こる状況を克服することが目的である。人民検察院組織法では、「身柄拘束、勾留、そして改造（再教育）の監督（検察）」という題を変更した。同時に、検察院が身柄拘束や勾留、受刑者の教育管理における誤りを発見した場合、直ちに釈放する決

定を出す責務や起訴の責任若しくは身柄拘束，勾留，受刑者の教育管理における犯罪の痕跡を発見したときは，刑事捜査機関に告訴し，その責任を求めるために，この法律は，個別の条項を規定した（第25条）。これは，1992年人民検察院組織法のある条文の項にすぎなかったものを一つの条文にしたものである。

(8) 人民検察院の組織，職員の仕事

人民検察院の組織，職員の仕事について，この法律には，次のような新しい規定がある。

- ・最高人民検察院にのみ捜査局を組織し，プロヴィンスレベルの検察院の「捜査員」という職務名を廃止する（第34条）。
- ・プロヴィンスレベルの人民検察院の責任を強化するために，人民検察院組織法は，今回，プロヴィンスレベルの人民検察院検察委員会の規定を補充し，重要な刑事事件，民事・婚姻及び家族事件，行政事件，経済事件，労働事件につき，協議し，決定する責務があると定めた（第35条第2項）。
- ・人民検察院組織法は，独立した一つの章を規定した。それは，検察院と捜査員に関する第9章である。このうち，検察官という法的な職務名を，公訴権を行使し，司法活動を監督（検察）する任務を遂行するために任命された者であると明確に規定している。また，捜査員とは，犯罪捜査任務を行うために任命された者としている（42条）。ヴェトナムの工業化及び現代化の時代における職員の水準に関する要求にこたえるために，高潔で堅固な検察官と捜査員を一步一步作り上げるのである。この法律は，検察官と捜査員は，法律学士の資格を有し，検察職務の訓練を受けていなければならないとする（第43条）。職員の人事異動を実現し，担当任務を良好に完遂するために，自主的に努力，研さんする体質を強化することを目的として，この法律は，検察官と捜査員の任期を5年と規定した。これは，人民検察院の機能を遂行する際に，この職務名の責任を向上させることを保障する目的を有する（第45条）。最高人民検察院の長官，副長官，検察院，捜査員は，自らの任務と権限の遂行に関する法律について責任を負わなければならない。仮に，法律違反があれば，その違反の性質，程度に応じて法律の規定に従って処分されるし，損害が生じれば，賠償しなければならない（第46条）。

人民検察院の活動効果を高めるために，人民検察院組織法は，最高人民検察院の責任を，職員，検察官，検査員の訓練，養成，管理について規定した。同時に，人民，諸機関，組織の検察官と捜査官の任務遂行に対する監督についても規定した（第10条及び第11条）。

(9) 下級人民検察院に対する上級人民検察院の責任の明確化

人民検察院が全国で統一された中央集権の原則で組織されていることを保障し，各レベルの人民検察院の法定根拠となり，法律に正しく沿っていることを保障するもので

ある。この法律は、下級の人民検察院に対する上級人民検察院の責任を明確に規定した「上級人民検察院の法律違反を検査、発見し、早期に克服し、厳格に処理する責任がある。上級の人民検察院長官は、下級人民検察院が根拠なしに法律に反した決定を取消し、停止し、若しくは破棄する権利がある。」(第8条2段)。

(10) 人民検察院の活動の保障

新しい状況における人民検察院の機能と任務の遂行の必要性が極めて強いことから、人民検察院が公訴権の行使と司法活動の監督(検察)を効果的に遂行することを保障する法的基礎を作るために、人民検察院組織法は、人民検察院の活動の保障に関する第10章を規定した。この中で、重要な多くの規定、以下の事項に関する国会常務委員会の権限を補充した。

- ・人民検察院の総職員の数
- ・人民検察院の検察官と捜査員の数
- ・人民検察院の費用と他の便宜
- ・任務遂行の際の検察官と捜査員に対する各優先制度(第47条, 48条及び第49条)

このように、第10期国会で可決されたばかりの人民検察院組織法は、人民検察分野の組織と職務に関して新しい時代を切り開くこととなった。すなわち、人民検察院が、新しい要求と任務を負いながら、公訴権を行使し、司法活動を監督(検察)する機能を遂行する時代である。

5 質疑応答

- (1) ヴィエトナムの犯罪状況全般
- (2) 麻薬関連犯罪
- (3) 犯罪摘発システム
- (4) 民事事件に対する検察活動
- (5) 検事の任期
- (6) 人民検察院の権限

(1) ヴィエトナムの犯罪状況全般

Q: ドイモイに伴う憲法改正の前提として、ヴィエトナムの犯罪状況について補足的な説明をお願いしたい。

A: 全体的には、近年の市場経済の導入により、犯罪は非常に複雑化するようになった。もしかすると、起訴まで至らない事件は増えていないかもしれないが、事件そのものの性質は複雑化している。とりわけ社会的な事件、麻薬に関する事件が深刻である。開放政策に伴い、ヴィエトナムに流入する麻薬量が増加している。それまでは、麻薬事件はそれほど多くなく、中毒者も多くなかったので、これらへの対策が急務である。

もう一つは、密輸に関する問題である。市場を開放したことにより、様々なものが非公式に国内に流入してきている。これらにはもちろん税が課せられないため、非常に安く、購入者を刺激する。

密輸とともに、汚職等の経済犯罪も増加している。例えば、企業における汚職は、何百、何十人もの集団による、均一化された汚職として深刻である。こうした事件は、汚職により個人に利益がもたらされるからである。

それから、交通に関する犯罪。毎年交通事故が多発している。その原因の一つは、道路の整備状況があまりよくないということである。例えば、高速道路に、馬車が走っていることもある。また、バイクの走行も多くあるが、これらのバイクは密輸入によるもので、品質が悪く、走っている途中で炎上する、分解するなどという問題がある。

先日、国会では、交通省大臣及び商業省大臣が国会の代表らとの質疑応答をする場面があった。国会と政府は、経済犯罪への対策を採ることになった。いずれにせよ、司法改革の目的は、犯罪に対して機能的な応答を行いたいというものだ。ところが、犯罪に対する検挙率は低い。まだ20パーセントにすぎない。近いうちには全面的に検挙しなければならない。

(2) 麻薬関連犯罪

Q： 麻薬は、どのような種類のものが中心か。それは国内で製造されているのか、それとも、輸入されるのか。

A： ヴィエトナムにはすべての種類の麻薬が存在する。そして、すべて密輸入による。以前、アヘンのみがヴィエトナムで栽培されていたが、これは少数民族が漢方薬として少量栽培していたものだ。現在では、アヘンのほか、ヘロインも密輸入されている。

Q： 覚せい剤はどうか。ヴィエトナムに基盤を持つ犯罪グループで、薬物の密輸入が確認されているグループは実際あるのか。

A： それもあるが、ヘロインが中心である。犯罪組織としては、2～3ある。一つの組織を検挙するたびに他の幾つかの新しいグループも検挙した。時には、外国人の関与もある。現在は、ラオスとヴィエトナムの国境を越える事件がある。いわゆる「金の三角地帯」に関わる犯罪だ。しかし、我々は、他に黒幕、大物がいると考えている。ケースによっては、何十もの死刑が出ると考えられる。これについては、犯罪者の分類を検討しなくてはならない。とりわけ、リーダーをどのようにして選定するのか。貧乏人で誘われるままに運び人になってしまった者もいる。そうした運び屋とはどのように区別するのか。また、麻薬の使用者をどのように罰するか。ヴィエトナムでは、一定の量の麻薬を摂取すると厳罰に処されるという規定がある。これをそのままに適用してよいものか。そして我々は、これは国際犯罪であると考えている。

Q： 麻薬を買う金が欲しいがために、強盗・窃盗をするなど、別の犯罪に手を染めることはあるのか。

A： それも深刻な問題である。強盗・窃盗のほか、麻薬を使用中の強姦等。いくつかの事件では、麻薬の量は、並大抵でない量になっている。場合によっては何十キロものヘロインが押収される。国境警備や関所の警備が十分でないことが教訓として得られた。ただし、国境線は非常に長く、すべてにわたって警備を行うことは不可能に近い。そこで、最高検察総長は、国会に対して、国境の警備員を増やすように強く要請するとともに、国民に対しても、こうした麻薬事件に関与しないように呼びかけた。

(3) 犯罪摘発システム

Q： 検察が犯罪者に直接取調べをすることはあるのか。

A： 検察は、直接に捜査を行わない。警察が行っていた捜査を監督し、不適當な点を見つけた場合には、それを指摘するだけである。そして捜査機関は結論をまとめて記録を作成するが、検察官は、これらを十分に検討した上で、それを踏まえて起訴状を作成する。場合によっては、起訴状を再び作成するように要請することがあるかもしれない。また、起訴状を作成する上で、もっと明確にしなければならないと考えた場合には、報告書を捜査機関に送り返す。捜査機関はこれにより補足捜査を行わなければならない。

Q： 具体的に捜査機関と協議を行う場面はあるのか。

A： 場面によっては協議を行う。ある人が有罪であるかを証明するのは裁判所、捜査機関、検察院の義務である。

(4) 民事事件に対する検察活動

Q： 日本の検察にはない仕事であると思われるが、検察が「民事」の仕事に参加するというのはどのような場面か。我々の発想に基づくと、民事事件というのは、あくまでも訴えを起こす両当事者の責任によるものであり、検察はこれにタッチしない。

A： 正式には、検察官は「公判」に参加する。ただし、公判にまでいかない訴訟、例えば和解という手続もある。しかし、公判が行われる場合、検察官はすべての訴訟に参加する。つまり、事件として「受理された時点」で初めて検察官が関与する。

(5) 検事の任期

Q： 検察官の任期は5年ということであるが、一度任命されて、5年間任期が過ぎると、その検事は再任されることはあるのか。

A： それは、最近議論になっている点である。実際、日本に来る前にも国会の評議会に参加したが、人民検察院組織法が現在のようになるのは2002年10月である。法律が施行された後も、既に勤続何十年という検察官もいる。こうした検察官について

は、国会の常務委員会によってこうした検察官に関する規定が設けられた。国会で法令の編纂が行われ、次回の国会の会期に間に合うように努力がなされている。

(6) 人民検察院の権限

Q： ファン氏の報告によると、組織法の改正によって人民検察院の権限が縮小されたといったような印象を受けた。その理解は正しいか。正しいとすれば、なぜそうなったのか。

A： 全体として権限は縮小されていない。行政分野に関する検察の機能が縮小しただけだ。

Q： 予算は増えたのか、減ったのか。

A： 新しい要請は、司法活動を検察するという点に重心を置くというものだ。既にみたように、経済・社会・行政の分野での検察があるが、この中で民事により多くの要請があった。以前は検察官が関与できる事件は限られていた。したがって、これに対応するため多くの人員を割かなければならないという要請があった。しかし、人員は限られており、人員の品質も確保しなくてはならない。

近いうち、国会の常務委員会によって新しい法案が提出されるかもしれない。これは、「特別公務員の責任」に関するものである。捜査の過程で特別公務員が間違った判断を下した場合、損害賠償が支払われなければならないとされている。その中で最も厳しい位置付けがされているのは検察院である。間違った裁判、間違った逮捕、間違った捜査が行われていた場合には、検察院が責任を取らなければならない。前と比べて、国民の認識のレベル、知識も高くなっている。こうした点から、検察官の責任は一層厳しいものになっている。逆に、2年ほど前、公務員の数を縮小するという動きもあった。しかし、国会は、検察院に限っては、いくつかの機関の削除があるとしても人員の増加を認めるという決定をした。こうした意味では、検察の権限は縮小されたというよりは拡大されたということになる。

Q： 今まで検察院にあった5点の責務・権限、すなわち「行政機関に対する法令遵守、捜査の監督、裁判の監督、身柄拘束の監督、司法活動の監督」のうち、「行政機関に対する法令遵守」がなくなったということか。行政分野における検察は、司法の分野に対する検察に特化をするために削減された、と考えていいのか。

A： そうである。

Q： 行政に対する検察がなくなった代わりに、国会の委員会がこれを行うことになったということだが、これに代わる機関は特に設けられたのか。要するに、行政の検察は一体誰がやることになったのか。

A： 今、国会に様々な委員会があるが、その委員会の一つが、検察に代わる活動を行う。国会も検察に代わる委員会を設立するという話もあるが、最終的には、現在存在する分野別の委員会が行う方が合理的ということになった。また、国家監査院の機能を高め、地方政府等では、地方議会の機能を高めることで代替できるのではな

いかと考えられている。

Q： 今まで何万人もの検察を動員して行っていた活動を，事務局も作らずに行うことができるのか。

A： 今まで機能していなかった国家監査院の機能を復活させるということである。

以 上